

全3講 労働関係実践基礎講座 ～現場で起きる労務問題～

人事・労務管理上におけるトラブルを未然に防ぐための実践的な基礎知識を学ぶ全3講の基礎講座を10/11(金)、10/18(金)、10/25(金)の計3回実施。3講とも特定社会保険労務士(裁判外紛争解決手続の代理業務が行なえる資格を持つ)の押本靖貴氏より解説をいただいた。

労働に関する実践的テーマを網羅的に実施

第1講の①では、労働法の体系から労働基準法、労働契約法、労働組合法等について、②では雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法、個別労働紛争解決促進法等について、第2講の③では、募集・採用、内定、試用期間、労働条件の明示、就業規則、配置転換、出向と転籍、服務規律と懲戒処分、損害賠償、昇格、解雇と退職について、④では賃金の定義、最低賃金法、賃金の支払い、休業手当、割増賃金、未払賃金の立替払制度等について、第3講の⑤では、法定労働時間と所定労働時間、時間外労働と36協定、法定休日と所定休日、休暇、振替休日と代休、年次有給休暇について、⑥では労災保険、労働安全衛生法、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等について解説をいただいた。



Q & A 「現場からのクエスチョン」

実際に現場で起こる労務問題の実践的事例について、各講のテーマごとにQ & A形式で詳しく解説。「出向社員や派遣社員に適用される就業規則はどちらの会社のものになるのか?」「あっせん開始通知書が送られてきたが、あっせんに応じた方が良いのか?」「失踪した社員の懲戒解雇は可能なのか?」「遅刻3回で欠勤1回とみなして賃金を控除するという規則は有効か?」「自主的に行われる残業あるいは持ち帰り残業は労働時間になるのか?」「出張先での休日に事故に遭ったが労災保険は適用されるのか?」など。